

HONDA

Honda Auto Auction 規約

2023年1月9日改定版

株式会社ホンダユーテック

目 次

第1章	総則.....	1
第2章	会員.....	3
第3章	会員の権利・義務.....	5
第4章	出品.....	7
第5章	落札.....	10
第6章	手数料.....	11
第7章	決済.....	12
第8章	搬出.....	13
第9章	輸送.....	14
第10章	書類（名義変更）および自動車税未経過分相当額預り金.....	15
第11章	契約解除およびクレーム処理.....	18
第12章	規約の改定他.....	20
第13章	施行.....	21
	付記.....	23
	クレーム審査規定.....	25
	クレーム裁定基準表.....	28

本規約は古物営業法および監督諸官庁の指導のもとに株式会社ホンダユーテック（以下、主催者という）が主催するオートオークションの運営と参加者の遵守義務を定めたものである。

第1章 総則

第1条（名称）

本オークションの名称をホンダオートオークション（以下、ホンダAAという）と称する。

英語表記は Honda Auto Auction と称する。

第2条（目的）

主催者は中古車の円滑な流通促進を図ることを目的としてホンダAAを運営し、以下の事項を行う。

- （1）中古自動車のオークション事業
- （2）中古自動車の相場情報の提供
- （3）その他、主催者が必要と認める事項

第3条（主催者）

主催者は以下の各号に該当する役割を遂行する。

- （1）ホンダAA開催に関する基本的な計画の立案
- （2）その他、ホンダAA運営に関する業務全般

第4条（事務局）

1. 主催者はホンダAA運営のために事務局を各ホンダAA会場に設置する。
2. 古物営業法による古物市場主は、主催者である株式会社ホンダユーテックがこれにあたる。
3. 主催者は以下の各号に定める業務を遂行する。
 - （1）会場設営
 - （2）出品車両の検査、保管、管理
 - （3）落札車両の保管、管理
 - （4）出品車両代金、落札車両代金および手数料等の精算
 - （5）登録関係書類の受渡し
 - （6）会員の募集、名簿の作成・保管
 - （7）会員の管理
 - （8）関係官公庁に対する各種申請並びに折衝
 - （9）クレームにかかわる仲裁業務
 - （10）その他、ホンダAA運営にかかわる業務
4. 事務局の休業日は基本的に毎週火曜日・水曜日とし、営業時間は9:00～18:00とする。
なお、運営上での各締切日が休業日となる場合は翌営業日を締切日とする。

第5条（開催会場）

1. ホンダAAは以下の会場で開催する。
北海道・仙台・東京・名古屋・関西・九州
2. 開催会場を追加、変更または終了する場合は、予め会員に通知または公表する。

第6条（開催日）

1. ホンダAAの開催日は主催者が決定し、予め会員に通知または公表する。
2. 主催者は運営の都合上、開催日およびセリ開始時間を変更することがある。
3. 主催者は天変地異、火災、異常電流等やむを得ない事象および、コンピューター、ネットワーク、通信機器その他システムの故障、障害、事故または不具合によりセリを中断または開催を中止することがある。
4. セリの中断および開催中止については、速やかに会員に通知または公表する。

第7条（ホンダAAのセリ方式と参加方法）

1. ホンダAAのセリ方式はポストセリ方式または入札方式とする。
2. ポストセリ方式とはホンダAAでのセリの進行に併せて、主催者の指定する機器から応札することをいう。
3. 入札方式とは落札希望価格を予めインターネットおよび会場座席端末で入札すること（以下、予約入札という）をいう。
4. 予約入札の申込みは当該車両の予め主催者が定めた台数前までとする。
5. ホンダAAへの参加方法は以下のとおりとする。
 - （1）出品車両はホンダAA会場に保管されており、同会場での画像投影によるホンダAAのセリに参加する方法（現車会場参加）
 - （2）株式会社オークネットの運営するオークネットの会員（以下、オークネットライブ会員という）が、オークネットのシステムによりホンダAAのセリに参加する方法（ライブオークション参加）
 - （3）ホンダAA全会場間を通信回線で結び、各会場よりホンダAAのセリに参加する方法（双方向会場間ネットワーク参加）
 - （4）別途主催者に申し込み主催者が認めた場合に、インターネットを利用しホンダAAのセリに参加する方法（インターネット参加）
6. ホンダAAセリ方式または参加方法に変更がある場合は、予め会員に通知または公表する。

第8条（免責）

主催者は以下に該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

- （1）コンピューター、ネットワーク、通信機器その他システムの故障、障害、事故または不具合により発生した損害
- （2）天変地異、火災、異常電流等、不可抗力により発生した損害
- （3）コンピューターウイルスその他不正侵入により発生した損害
- （4）会員の操作ミス等と想定される原因により発生した損害

第2章 会員

第9条（会員の資格）

ホンダAAの会員（以下、会員という）は、中古自動車取扱い古物商の許可を受け、関係諸法令に則り本規約を遵守し、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、およびその他のこれらに準ずる者（以下、反社会的勢力という）ではなく、代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力と取引または密接な関係がない者で、主催者が認めた以下の者とする。

- （1）本田技研工業株式会社と取引基本契約を締結しているHonda四輪販売会社
- （2）主催者と入会申込書にて会員契約を締結し、常設の営業所を有し現に営業活動を行っている自動車販売を業とする者
- （3）外部ネットワーク会員のうち、主催者が認めた者。ただし主催者は第10条（入会）の申込手続に準じた資格審査を行うことができる
- （4）前号にかかわらず主催者が認めた者

第10条（入会）

1. ホンダAAに新たに入会を希望する者（以下、入会希望者という）は、取引基本契約および本規約を了承のうえ所定の書類を添えて主催者が指定する会場に申込みを行う。
 - （1）入会申込書（会員契約に関する法定の印紙を貼付する）
 - （2）古物商許可証の写し
 - （3）印鑑証明書（代表者個人および連帯保証人、法人の場合は会社印鑑証明書）
 - （4）商業登記簿謄本（法人の場合）
 - （5）展示場の写真
 - （6）会員（会員の代表者、ホンダAA参加者その他主催者の指定する者）の顔写真
 - （7）その他、必要書類等
2. 主催者は前項による入会希望者に対し、会員の資格審査を行う。
3. 主催者は前項に定める資格審査により会員資格要件を満たし、次条第1項に定める入会金を主催者に支払った入会希望者を会員として認定し、会員カードを発行のうえ会員名簿に登録する。
4. 前項にかかわらず、第2項に定める会員資格要件を満たさない入会希望者であっても、当該入会希望者の会員としての権利義務につき第6項に定める制限を設けることに当該入会希望者が同意した場合には、主催者は当該入会希望者を6ヶ月間に限り会員として認定し、会員カードを発行のうえ会員名簿に登録することができる。
5. 主催者は前項に定める期間について、各種事情を勘案し短縮または延長することができる。
6. 第4項に定める制限は以下のとおりとし、主催者はこれらのいずれかまたは全てを設定することができる。
 - （1）第50条（車両の搬出）に定める期間にかかわらず、主催者が車両代金等の入金（着金）を確認した後でなければ搬出できないものとする制限
 - （2）その他、主催者が必要に応じて定める制限

第11条（入会金）

1. 前条の審査を経て入会が認められた入会希望者は、別途主催者が定める入会金を納入する。
2. 納入された入会金は退会、その他理由の如何を問わず返却されない。

第12条（会員カードおよびポスカード）

1. 主催者はホンダAA会員カード（以下、会員カードという）およびポスカードを会員に貸与する。
2. 主催者は会員がホンダAA会場への入場の際に、会員カードにより身分を確認する。また会員は会場内では常に会員カードを明示しなければならず会員カードの携行がない場合、オークション会場への入場を制限するものとする。
3. 会員カードおよびポスカードの使用は主催者に登録された本人に限るものとし、会員は、いかなる場合にも会員カードおよびポスカードを第三者に貸与、質入もしくは譲渡すること、または第三者に使用させることはできない。
4. 会員は会員カードおよびポスカードを自らの責任で管理するものとし、破損、紛失等が発生した場合は直ちに主催者へ届け出る。その場合、主催者は必要に応じて当該会員の失効手続を行い、更に会員カードまたはポスカードの再発行を会員の負担にて行う。破損、紛失等の発生による損害については当該会員が負うものとし、主催者は、これらについて一切の責任を負わない。
5. 主催者は会員カードまたはポスカードがホンダAAにて使用された場合、当該会員により使用されたものとみなすことができるものとし、会員カードまたはポスカードの不正な使用に起因する損害については当該会員が負担するものとする。
6. 会員は第14条の2（退会）により退会する場合、速やかに会員カードおよびポスカードを返却する。

第13条（会員カードの適用会場）

会員は主催者が別途異なる取扱いを行わない限り、会員カードおよびポスカードをいずれかのホンダAA会場でも使用することができる。

第14条（会員の有効期間および登録の変更）

1. 会員登録の有効期間は1年とする。
2. 有効期限の満了3ヶ月前までに会員または主催者のいずれからも異議申立てがない場合には、会員登録は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、会員情報更新日（毎年4月1日）から遡って1年の間にホンダAAにおいて落札実績のない第9条（2）に該当する会員は、主催者に対し別途定める更新手数料を支払うことを条件とする。（会員登録の翌年度を除く）
3. 会員は、会社名、所在地、代表者等、主催者に届け出ている事項に変更があった場合、7日以内に主催者に対して各種変更申請書により所定の手続きを行う。

第14条の2（退会）

1. 会員は前条にかかわらず退会届出書を主催者に提出することにより、任意に退会を申出ることができる。
2. 主催者は前項の申出があった場合、未精算金等の精算、名義変更手続の完了、会員カードおよびポスカードの返納等を確認のうえ退会手続を行う。

第3章 会員の権利・義務

第15条（会員の権利）

1. 第9条（会員の資格）第1号に定める会員（以下、Honda四輪販売会社会員という）はホンダAAにおいて出品およびセリ参加することができる。
2. 前項以外の会員はホンダAAにおいてセリ参加することができる。

第16条（権利の制限）

1. 主催者は会員に対して、会員の業態、取引実績等を参考に落札限度額（与信枠）を設定することができる。
2. 主催者は前項により与信枠を設定する場合、会員に予め告知を行う。
会員が第45条（落札店の車両代金等の決済）に定める車両代金の支払いを遅延した場合は、遅延が解消するまでの期間、当該会員はホンダAAに参加できない。
3. 主催者は会員に対し、第19条（禁止行為）または第22条（会員資格の喪失、停止、制限）に該当する場合、ホンダAAにおいて参加の制限または落札車両の搬出を差止めることができる。
4. 主催者は6ヶ月を超えてホンダAAに参加がない会員に対して、会員の権利に一定の制限を設けることができる。

第17条（会員の義務）

会員は本規約およびこれに付随する諸規則を理解し遵守しなければならない。

第18条（情報の取扱い）

1. 会員は事務局が取得した会員登録情報、一般社団法人日本オートオークション協議会（以下、NAKという）から取得した情報を円滑なオークション運営の実施を目的として、主催者の業務提携先等に提供することを承認する。
2. 会員の登録情報のうち個人情報については、主催者が別途定める規定に基づき取扱う。
3. 公的機関より会員登録情報の照会が、主催者に対し書面をもって行われた場合これを開示・提供することができる。

第19条（禁止行為）

会員は、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

- （1）出品車両について、売り手と買い手が直接商談し取引すること
- （2）自らが出品した車両を自ら落札すること
- （3）名義貸しによる出品またはセリ参加すること
- （4）主催者に対する強要（評価点、品質表示、クレームの申立てなど）すること
- （5）走行メーター改ざん等、法的に疑義のある車両と知りながら申告無しで出品すること
- （6）いわゆるさくら行為による価格誘導等の不正行為を行うこと
- （7）事務局室、調整室（出品店立合いコーナー含む）等、ホンダAA会場内の主催者指定の場所以外の場所に主催者の許可無く立ち入ること
- （8）主催者の許可無く会員以外の者を伴ってホンダAA会場に入場すること
- （9）オークション開催中、ホンダAA会場の内外において秩序・風紀を乱すこと
- （10）主催者の許可無く出品店または旧名義人等に連絡をとること
- （11）出品車リストと現車の内容が相違していることを落札以前に知り、これを承知したうえで落札し事後クレームの申告をすること
- （12）主催者の許可無くホンダAAのオークション情報、データの転用や第三者に提供すること
- （13）その他、本規約または付随する諸規則に違反する行為をすること

第20条（罰則）

会員が本規約に違反した場合において、主催者は当該会員に対し退場、会員資格の喪失、停止もしくは制限、または100,000円を限度とする制裁金および、その他の罰則を科することができる。

第 21 条（会員情報の提供）

1. 主催者は円滑なオークション運営の実施を目的として会員の走行距離メーター改ざんの関与情報、支払遅延情報、退会処分情報、破産情報、古物営業法違反情報、反社会的情報等を NAK に提供することができる。
2. 主催者が NAK に提供した前項の情報は、同法人の参加会場によって共有される。
3. 主催者は NAK から取得した他会場における会員の情報を参考にして、本規約に定める各種措置（会員資格喪失を含む）を実施することができる。

第 22 条（会員資格の喪失、停止、制限）

会員が第 9 条（会員の資格）に定める会員資格を喪失した場合または次の各号の一つに該当した場合、会員は直ちに主催者に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、主催者は事前の予告無しに、その会員の負担する全ての債務につき請求し当該会員資格を剥奪、停止または制限することができる。

- （1）本規約に違反し主催者の催告にかかわらず義務を履行しないとき
- （2）仮差押、仮処分、競売もしくは強制執行の申立て、滞納処分による督促、破産、民事再生、会社整理もしくは会社更生の各手続きの申立てがあったとき
- （3）自己の振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、またはその他支払いを停止したとき
- （4）その他支払い能力、資産状態、経営内容が悪化する等して債権保全を必要とする相当の事由が発生したとき
- （5）事業活動を行う為に必要な営業許可について関係官庁より取消処分を受けたとき、またはその他の事由により正常な事業活動ができなくなったとき
- （6）会員の役員または従業員が罪を犯し刑事罰を受け、もしくは受けることが明らかとなったとき、またはその他の事由により社会的信用を損なうことが明らかとなったとき
- （7）会員が反社会的勢力であると認められたとき、会社の代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力であると認められたとき、反社会的勢力と取引または密接な関係が認められたとき
- （8）6ヶ月以上連絡が不可能になったとき
- （9）出品、落札にかかわらず故意または重過失により車両のメーターの改ざんに関与したとき
- （10）会員が会員カードまたはポスカードを他に譲渡したとき
- （11）落札店が車両代金の支払いを遅延したとき
- （12）名義変更完了通知等の主催者へ提出する証明書類について故意に改ざんしたとき
- （13）Honda 四輪販売会社会員においては、本田技研工業株式会社との取引基本契約が終了したとき
- （14）更新手数料が未納になったとき

第 23 条（連帯保証人）

1. ホンダ AA 入会申込書にかかる連帯保証欄に署名・捺印した連帯保証人は、主催者に対する本規約に基づく一切の債務を会員と連帯して弁済することを約すものとする。
2. 連帯保証人は次の条件を満たしているものとする。
 - （1）被補助人または被保佐人でない者
 - （2）未成年者でない者
 - （3）弁済の資力を有し、その証明ができる者
 - （4）その他、主催者が認めた者

第4章 出品

第24条（出品の形態と制限）

以下の会員はホンダAAに車両を出品することができるものとする。

1. Honda四輪販売会社会員および主催者
2. その他、主催者が認めたホンダ関連会社
 - (1) 主催者は出品を認めた会員（以下、出品店という）の出品に対して、ホンダAAの各会場別の出品地域を定めることができる。
 - (2) 主催者は必要に応じて出品車両の台数・車種・年式・価格帯および出品店等に一定の制限を設けることができる。
 - (3) 出品店は、車両の出品に際し、ホンダAAの会場に車両を搬入し出品するものとする。
 - (4) 出品店は第三者の出品を代行することはできない。ただし別途定める条件を満たしたHondaグループの従業員の依頼があった場合に限り、出品店は主催者の了解を得て出品の代行をできるものとする。

第25条（出品店の整備義務）

出品店は車両の出品に際し、エンドユーザーの立場に立ち車両の点検および整備を行い、クレーム発生を事前に防止する努力をしなければならない。

第26条（出品の申込みと申告義務）

1. 出品店は出品の申込みをする場合、主催者が指定する出品票に必要事項を記載し主催者に提出する。
2. 出品店は出品車両の型式、仕様、品質、福祉車両等、機能等の不具合箇所、欠品、修復歴、瑕疵の程度、リサイクル料金預託の有無とその金額、その他必要事項を出品票に誠実に記載しなければならない。出品店は申告が不適正であった場合、検査による見落としがあっても出品店としてその責任を負うものとする。止むを得ず代理人に出品票の記入を依頼した場合についても出品店がその責任を負うものとする。
3. 主催者は出品の申込みを承認し出品店が車両をホンダAAの会場に搬入後、出品車両を検査のうえ評価基準および修復歴車判断基準に基づき評価点の付与を行う。
 - (1) 主催者が行う検査は、出品店の申告に基づき目視による確認、停車状態での操作等、簡単に確認できる範囲内のものであり各部の取外し、走行テスト等を必要とする不具合箇所は出品店の申告に基づき評価点を付与する。
 - (2) 主催者の検査は修復歴の発見、不具合、誤記入等を補完するものではなく、評価点を付与するための参考に行われるものである。従って出品店の申告が不適正であった場合、その他出品車に関する責任は全て出品店にあるものとし主催者は、その責を負わない。
4. 出品店はセリ前に主催者が発行する出品車両確認書等の記載内容および主催者検査の結果等を確認し誤記入を修正申告する義務を有するものとし、当該修正申告により主催者が誤記入を修正した場合も同様とする。
5. 出品店は前項に定める修正申告がない場合、出品車両確認書等記載内容および主催者の検査結果は出品店に承認されたものとし、出品店はそれらについて責任を負うものとする。
6. 出品店はオークションにおいて自らの出品車両が落札されなかった場合、オークションの開催日を含め4日以内に当該車両を搬出しなければならない。当該期日以内に未成約車両が搬出されなかった場合、主催者は第50条（車両の搬出）の規定により当該車両が再出品されたものとみなす。

第27条（出品）

1. 車両の出品はホンダAA各会場の指定する日時までに行う。
2. 出品店は出品車両を自社名義に移転登録したうえで出品するように努めなければならない。（自賠償保険証の名義変更を含む。）
3. 出品店は出品申込みまでに移転登録関係書類または抹消登録関係書類を完備しておかなければならない。
4. 出品車両の保証書は以下の条件を満たすものに限るものとする。
 - （1）メーカー発行のもの
 - （2）型式・フレームNOが正しく記載されているもの
 - （3）販売店が明確であるもの
5. 出品車両の前所有者が倒産、または死亡している場合、その他主催者が必要と認める場合には当該車両を必ず自社名義に移転登録してから出品しなければならない。
6. 主催者は出品受け付けに際し出品手続に必要な条件が満たされない場合、出品の差止めをすることができる。

第28条（出品取消）

出品車両の取消は出品店の都合または主催者の判断により、セリ前に出品取消をすることができる。

第29条（出品基準）

1. 出品車両は以下の基準に適合したものとすがる、個々の事情を勘案し主催者が出品の可否、および出品コーナーを決定することができる。
 - （1）車両保安基準その他法令に適合し車検に合格する車両であること
ただし特記事項に記載され部品交換等（警告灯火類を含む）により車検に合格する車両であることが明らかな場合を除く
 - （2）搭載するバッテリーで始動が可能であり、かつ走行が可能であること
 - （3）車検残が開催翌月迄のものは、抹消登録にて出品していること
ただし外車・改造車等中古新規車検が取り難いものは主催者が認めた場合に限り、ナンバープレート付き（継続車検に必要な書類を付けること）での出品も可能とする。その場合、出品店は出品票に「ナンバー応談」と記入する。記入なき場合は抹消登録出品とする
 - （4）盗難車、走行距離メーターが巻き戻された車両（出品店が関与したものではなく出品店の責任においてその旨を特記事項に明記したものを除く）接合車、差押え車、所有権が留保された車両または抵当権が付された車両で所有権の移転が不可能な車両でないこと
 - （5）ナンバープレートおよび封印の無い（後日送り含む）車検付車でないこと
ただし登録番号確定の軽自動車は「ナンバー後日」等の特記事項に明記することで出品を可能とする
 - （6）自動車税の滞納がないこと
 - （7）未登録車でないこと
 - （8）国内で登録できる車両であること
 - （9）営業用ナンバープレート付き車両でないこと
 - （10）永久抹消登録または輸出抹消登録済車両でないこと
 - （11）使用済自動車として引取り報告済の車両でないこと（電子マニフェスト手続済車両でないこと）
 - （12）元の所有者との間で「使用済自動車とすること」と約した車両でないこと
 - （13）事故現状車
 - （14）冠水車もしくは冠水の疑いのある車 または著しい粗悪車でないこと
 - （15）ルームフロアに大きな腐蝕（穴含む）がないこと
 - （16）ドア等開閉が可能な車両であること

- (17) 火災等により消火器を使用した疑いがない車両であること
- (18) 特装トラックでないこと
- (19) スペアタイヤ、ジャッキ、工具などを装備していること
- (20) 走行可能な燃料が給油されていること
- (21) 車両の室内外が清掃済であること
- (22) 上記項目 13 号より 19 号については、他の出品基準に適合した場合、特記事項に明記することで出品を可能とする。

2. 主催者は前項にかかわらず、走行距離の疑わしい車両については主催者の判断により出品を差止めることができる。

第 30 条（出品車両の搬入）

1. 出品店は車両搬入時に出品票を車両内の所定箇所に搭載しなければならない。
2. 出品店は出品車両を主催者が指定する日時および場所に搬入しなければならない。
3. 出品店が前項により出品車両を主催者に搬入した場合、出品車両に付属または残置されていたものは、全て出品車両に付属するものとして出品されたものとみなし、主催者はこれらのものを出品店に返却する義務を負わない。ただし主催者は主催者の判断により、出品車両に不要なものを出品店に返却または処分することができるものとし、この返却または処分にかかる費用は、出品店の負担とし、主催者は出品店に対しこの費用を請求することができる。

第 31 条（出品車両の整備費用負担）

1. 出品車両がオークション開催前にバッテリー不良等の場合、主催者は自己の判断により、出品車両について交換等の整備を行うことができる。
2. 車両内外装の清掃が不完全な場合、主催者は自己の判断により出品車両を清掃することができる。
3. 出品車両が燃料不足の場合、主催者は自己の判断により出品車両に燃料の補充を行うことができる。
4. その他、主催者は必要と判断した整備を行うことができる。
5. 前 1 項から 4 項の整備に要した費用は出品店の負担とし、主催者はこれを出品店に対し請求することができる。

第 32 条（セリ順の決定）

1. 出品店はセリ順の決定（出品番号の決定を含む）は主催者に一任するものとする。

第 33 条（出品内容の訂正、変更）

出品内容が出品票と異なった場合の訂正表示は、セリ時点でのセリ画面により表示される。ただし、それにかかわる全ての責任は出品店が負うものとする。

第 34 条（出品車のスタート価格・落札希望価格・代行価格）

1. 主催者は出品票記載のスタート価格が適当と認められない場合には、出品店の了解無しにスタート価格を変更することができる。
2. 主催者は出品票記載の落札希望価格、代行価格が適当と認められない場合は、事前に出品店と協議のうえ、それぞれの価格を変更することができる。
3. 主催者は出品店が不在の場合、落札希望価格または代行価格を出品店の了解無しに 30,000 円の範囲内で変更することができるコンダクター権限を行使することができる。
4. 主催者は、前項にかかわらず当該車両のセリ時に出品店が不在の場合、落札希望価格より代行価格を優先し価格調整を行うことができる。

第5章 落札

第35条（車両状態の事前確認義務）

1. 会員はオークション参加にあたり出品車両の状態を以下の各号に従い、事前に確認する義務を負う。
（下見行為）
 - （1）現車確認が可能な場合、現車により車両状態を充分確認する。（現車下見）
 - （2）現車確認が困難な場合、各種検索画面により車両状態を充分確認する。（検索端末下見）
2. 主催者は下見により車両状態を充分確認できる箇所について、クレームの対象より除外することができる。

第35条の2（落札車両の確認義務）

1. オークションで出品車両を落札した会員（以下落札店という）は、クレーム申告期間内に落札車両とお買い上げ明細との相違がないことを確認しなければならない。
2. 落札店は開催当日に目視等により確認できる落札車両の内外装および装備装着品（社外品、欠品を含む）のクレームは出品会場のオークション終了後1時間以内（同日内で継続してオークションに参加する場合を除く）かつ、当該車両の搬出前までとする。

第36条（落札店および契約の成立）

出品車両につきオークション参加者の中で、出品店の希望価格または代行価格を超え、かつ最高買受価格を申出た者を落札者とし、その時点で出品店と落札店間に当該車両の売買契約が成立したものとみなす。

- （1）ポス方式による落札の場合は、最高買受価格のポスボタンまたは応札ボタンを押したとき
- （2）入札方式による落札の場合は、入札金額が主催者により最高買受価格と確認されたとき
- （3）入札方式による入札金額が同額の場合は、先行して申込みを行なった者が優先される

第36条の2（後商談落札）

1. 各ホンダAA会場に会場にいる会員および第7条（ホンダAAのセリ方式と参加方法）第5項第4号によるインターネット参加会員は、流札となった出品車両につき次項により当該車両の商談を申込みすることができるものとする。
2. 主催者は前項の申出があった場合、出品店および落札店を仲介し両当事者の合意により落札金額を決定する。
この場合の詳細は以下のとおりとする。
 - （1）最終応札者が第一優先権を有するものとする。
 - （2）主催者は、優先権を保有する時間を設定できる。
 - （3）申込みの受付金額は、最終応札価格により下記のとおりとする。
 - ①最終応札価格が300,000円未満の場合は、その価格に10,000円を加える。
 - ②最終応札価格が1,000,000円未満の場合は、その価格に20,000円を加える。
 - ③最終応札価格が1,000,000円以上の場合は、その価格に30,000円を加える。
 - ④特定コーナーについては、別途定めるものとする。

第6章 手数料

第37条（出品手数料）

出品店は別途定める出品手数料を主催者に対し支払わなければならない。

第38条（出品取消手数料）

第28条（出品取消）により取り消された場合は、出品手数料に加え別途定める出品取消手数料を主催者に対し支払わなければならない。出品取消手数料の発生は主催者による出品受け承認の時点とする。

第39条（成約手数料）

出品店は出品車両が成約した場合、別途定める成約手数料を主催者に対し支払わなければならない。

第40条（落札手数料）

落札店は別途定める落札手数料を主催者に対し支払わなければならない。

第40条の2（落札手数料）

落札店はインターネットを利用し落札した場合、別途定めるインターネット落札手数料を主催者に対し支払わなければならない。

第41条（後商談手数料）

当該車両のセリ終了後、未成約車両の商談を申込（後商談）し成約した場合、落札店は落札手数料に加え別途定める後商談手数料を主催者に対し支払わなければならない。

第42条（手数料金額）

1. 車両1台当りの各手数料は、別途定める手数料一覧の金額を基準とする。各手数料の基準を変更する場合は、予め会員に通知または公表する。
2. 会場、時期、イベント(記念)等により、前項に定める手数料を変更する場合は、予め会員に通知または公表する。
3. 主催者は、特定のコーナー、セリ方式、または車両を指定し、そのための手数料を変更することができる。その場合は予め会員に通知または公表する。

第43条（延滞利息）

会員が主催者に対し負担する債務の支払いを怠ったとき、会員は年利14.6%の利率により延滞利息を主催者に対して支払わなければならない。

第44条（手数料の返還）

出品車両についての出品店と落札店間の売買契約が解除された場合においても、主催者は出品店および落札店から支払われた各手数料の返還は行わないものとする。

第7章 決済

第45条（落札店の車両代金等の決済）

1. 落札店は落札後にオークション開催日を含め7日以内に着金するよう、落札車両の代金、自動車税未経過分相当額預り金、名義変更保証金、第42条（手数料金額）記載の各手数料その他主催者が定める金額を主催者が指定する銀行口座に振込み入金しなければならない。なお振込手数料は落札店負担とする。ただし主催者が認められた場合は現金授受による決済を行うことができる。
2. 会場間落札車両の代金等の決済は、出品会場が発行する計算書に基づき会場ごとに行うものとする。
3. 手形、小切手による支払い等、第1項に掲げる以外の支払い方法は一切不可とする。
4. 主催者は各手数料その他の費用およびクレーム負担金を、第1項に定める車両代金等と相殺することができる。

第46条（出品店に対する車両代金等の決済）

1. 主催者は開催日を含め7日以内に出品店に対し落札された車両の代金を支払う。
2. 主催者は各手数料、その他の費用およびクレーム負担金を、前項に定める車両代金等と相殺することができる。

第47条（所有権移転時期）

1. 落札車両の所有権は、落札店が第45条（落札店の車両代金等の決済）に基づいて落札代金を支払った後、主催者から移転登録書類を受領したときに出品店から落札店に移転する。
2. 落札店が落札車両代金を主催者に支払う前に主催者が出品店に対して車両代金を支払った場合、主催者は落札車両の所有権を主催者に移転することができるものとする。
3. 前項により落札車両の所有権を主催者に移転した場合は、落札店が落札車両代金を主催者に支払った後、主催者から移転登録書類を受領したときに当該車両の所有権が主催者から落札店に移転するものとする。

第48条（リサイクル料預託金の取扱い）

1. セリ価格については、リサイクル料金預託済、未預託にかかわらず、リサイクル料預託金の金額を含まない。
2. 出品店はリサイクル料金の預託済、または未預託の表示を出品票に記載しなければならない。預託済の車両についてはその金額（預託証明書に記載されている、シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の合計）を出品票に記載しなければならない。
3. 落札店はリサイクル料金預託済の申告車両が成約した場合、車両代金に加えリサイクル料預託金を支払うものとする。
4. 主催者は出品店に対し、リサイクル料金預託済の車両が成約した場合、車両代金に加え、落札店から預かったリサイクル料預託金を支払うものとする。
5. 出品店はリサイクル料金の預託済表示が出品票に記載されていない場合、または過小申告の場合、落札店にその金額の請求は行わないものとする。
6. 出品店によるリサイクル料金の過剰請求は、書類発送日を含め7日以内に落札店より申告があった場合、再精算を行うものとする。

第49条（非課税車の取扱い）

落札車が福祉車両などの消費税が非課税である場合、書類発送日を含め7日以内に落札店の申告により、出品店に対し返還請求を行うものとする。

第8章 搬出

第50条（車両の搬出）

1. 車両の搬出は以下の取扱いとする。ただし第10条（入会）第4項より第6項に定める事項を除く。
 - （1）落札店および未成約車両の出品店は、オークション開催日を含め4日以内に車両を各ホンダAA会場から搬出しなければならない。
 - （2）車両の搬出後、車両が滅失、損壊または変質したときは、落札車両については落札店の、未成約車両についてはその出品店の負担とする。
 - （3）前1号に定める期限内に搬出を行わず、車両の滅失、損壊または変質による損害については、落札車両についての損害は落札店、未成約車両についての損害は出品店の負担とする。
 - （4）参加規定に準拠した落札車両が主催者の管理下において盗難および損傷があったとき、主催者がこれを保証する。ただし以下の場合を除外する。
 - ①天災のとき（地震、台風、ひょう、竜巻、水害等）
 - ②その他主催者の責任が認められない場合
2. 主催者は前項にかかわらず落札店がオークション開催日を含め4日以内に落札車両を搬出しなかった場合、以下の損害金を課することができる。

4日を超えるもの	金	3,000円
後1日経過ごとに	金	3,000円を加算
3. 主催者の許可無くオークション開催日を含め10日以上搬出されていない車両の所有権は、未成約車両または落札車両にかかわらず、また車両代金等の決済が完了しているか否かにかかわらず、主催者に移転できるものとし、主催者の判断で当該車両を処分することができる。
4. 会場間陸送を使用した場合の搬出期限は、移送先会場への到着日を含め3日以内とする。3日を超えた場合は1日経過ごとに、主催者は3,000円の損害金を課することができる。

第9章 輸送

第51条（出品店の輸送手続）

出品車両の輸送に関しては、その一切の責任を出品店が負うものとし、以下の事項に従って行うものとする。

- （1）出品車両の搬入にかかわる輸送費は出品店の負担とする。
- （2）主催者は出品車両を受取り後、速やかに出品票にて出品車両の受入確認を行う。当該出品車両と出品票が明らかに異なる場合は主催者にて出品票の訂正を行うことができる。
- （3）未成約車両の搬出にかかわる輸送費は出品店の負担とする。

第52条（落札店の輸送手続）

落札車両の輸送（落札車の引渡し、搬送、荷役および受領）に関しては、その一切の責任を落札店が負うものとし、以下の事項に従って行うものとする。

- （1）落札車両の搬出にかかわる輸送費は落札店の負担とする。
- （2）落札店は車両の室内外等について、搬出前にお買上げ票との相違がないことを再度確認しなければならない。
- （3）車両引取りの場合は搬出券を主催者に提示し引き取るものとする。

第53条（損害賠償）

主催者は輸送中の車両にかかる事故損傷等について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第10章 書類(名義変更)および自動車税未経過分相当額預り金

第54条 (車両の移転登録)

1. 出品店は成約車両に関する以下に定める移転登録または抹消登録関係書類を、オークション開催日を含め3日以内に主催者に出品店の責任で到着するよう、送付しなければならない。

(1) 移転登録書類

①車検証

②自賠責保険証書

※ 離島用については、その旨を出品票に記載しなければならない

③自賠責承認請求書

④所有者の印鑑証明書 (必要な場合は住民票・除票、謄本等)

※ 住民票については個人番号 (マイナンバー) 未記載のものに限る

⑤委任状

⑥譲渡証明書 (必要な場合は支配人証明書等)

⑦リサイクル料金預託済車両はリサイクル券 (A 券・B 券) または自動車リサイクルシステム発行の「自動車リサイクル料金の預託情報」

⑧継続検査用納税証明書 (必要な場合は OCR シート等)

1) 車検有効期間満了日が開催月の翌年度 5 月末日までの車両は、原則として電子データにより納税確認を行うものとする。

2) 自動車税の未納が確認された場合は、出品店は速やかに納税を行うとともに、本条 3.(1) の遅延損害金とは別にクレーム裁定基準により落札店対し不備損害金 1 万円を支払うものとする。

3) システム未反映の場合は、出品店は速やかに納税証明書を送付することとする。

※ 4 月および 5 月開催分は納付期限内として対象外とする。(前年度以前分は対象)

※ 落札店が納付を行った場合は、納付書 (支払明細書) を主催者に提出し精算処理 (出品店に請求) を行う。

(2) 抹消登録書類

①抹消謄本

②譲渡証明書 (必要な場合は支配人証明書等)

③リサイクル料金預託済車両はリサイクル券 (A 券・B 券) または自動車リサイクルシステム発行の「自動車リサイクル料金の預託情報」

2. 移転登録書類の有効期限は以下に記載の取扱いとする。

(1) 移転登録書類のうち印鑑証明書や住民票等、有効期限が定められているものについては、開催月の翌月末以上有効なものでなければならない。

※ 住民票については個人番号 (マイナンバー) 未記載のものに限る

(2) 出品店は移転登録書類が前号に定める期限に満たないことを出品票に記載せず出品した場合、落札店の承諾を得た後、早期名義変更手数料を落札店に支払うものとする。(早期名義変更手数料 金 15,000 円) ただし落札店の承諾が得られず、かつ書類の差し替え不可の場合は契約解除の扱いとし、ペナルティ 20,000 円に加え、当該出品にかかる車両について落札店が主催者に支払った全手数料、陸送費および加修費等の事務局が認めた実費を落札店に支払うものとする。

3. 出品店は第1項に記載された書類（移転登録書類の③自賠責承認請求書、⑦リサイクル券、⑧継続検査用納税証明書および抹消登録書類の③リサイクル券を除く）の主催者への引渡しを遅延した場合、以下の登録書類遅延損害金を落札店に支払うものとする。
- (1) 登録書類遅延損害金（なお、日数の起算はオークション開催日を含むものとする）
- ① 8日以上11日以下の遅延の場合 金 10,000円
 - ② 12日以上18日以下の遅延の場合 金 20,000円
 - ③ 19日以上25日以下の遅延の場合 金 30,000円
 - ④ 26日以上遅延の場合、7日経過ごとに10,000円を加算
- ただし、登録書類遅延損害金の上限を50,000円とする。
- (2) 書類遅延が30日を超えた場合、落札店は当該車両の契約を解除することができる。その場合、出品店はキャンセルペナルティとして、100,000円および事務局が認めた実費（落札手数料・陸送費・加修費等）を落札店に支払うものとする。
4. 主催者は落札店からの車両代金受領確認後、速やかに出品店から提出された登録等関係書類を落札者に交付する。
5. 落札店は全ての受領書類（保証書、付属品等を含む）について不備が無いかを確認する。なお不備があった場合、主催者から落札店への書類発送日を含め7日以内に主催者に連絡するものとし、怠った場合はクレームの対象外とする。
6. 落札店は車検付車両を落札したとき、以下に従い記載の期限内に移転登録または抹消登録の手続きを完了し、直ちにその旨を証明する書類の写しを主催者に提出するものとする。
- (1) 落札店は登録書類を受領した後、15日以内に移転登録または抹消登録を完了する。
- (2) 落札店は移転登録をした場合、移転登録を完了した翌月の5日までに完了した旨を証明する書類の写しを主催者に提出しなければならない。
- (3) 落札店は抹消登録をした場合、抹消登録を完了した翌月の5日までに完了した旨を証明する書類の写しを主催者に提出しなければならない。移転登録（一次名義変更）後の抹消（二次抹消）の場合も同様とする。
- (4) 主催者は開催月の翌月末日または出品店が指定した名義変更完了期日を5日経過しても落札店から主催者あてに書面による報告が無い場合、現在登録証明を取得し名義変更の状況を確認することができる。その場合の手数料として、落札店は3,000円を主催者に支払うものとする。
7. 軽自動車の名義変更保証金については以下の取扱いとする。
- (1) 主催者は名義変更保証金13,000円を落札店より預かり、名義変更完了確認後、落札店へ当該保証金を返金する。ただし年度替りの扱いについては、別途定める。
- (2) 軽自動車については落札店が税止めを行う。
税止め忘れの場合、落札店は出品店に対し10,000円のペナルティを支払うものとする。
8. 落札店はオークション開催月の翌月末または出品店が指定した名義変更完了期日までに名義変更が完了しなかった場合、名義変更遅延損害金を出品店に支払うものとする。
- 期日を経過したもの 金10,000円
- 以後7日経過ごとに 金10,000円を加算
9. 落札店が落札車両にかかる移転登録書類の全部または一部を紛失、またはその有効性を滅失させた場合は、下記の損害金および実費を出品店に支払わなければならない。

書損による書類差し替え	10,000円+実費
期限超過による書類差し替え	30,000円+実費
紛失による書類再発行（一式）	30,000円+実費
抹消謄本の紛失（再手続き）	50,000円+実費

10. 落札車両の前所有者が倒産、または死亡している場合、その他主催者が必要と認める場合には当該車両を必ず自社名義に移転登録してから第三者に譲渡しなければならない。

第55条（自動車税未経過分相当額預り金および名義変更保証金の精算業務）

主催者は以下に定める規定により、出品店および落札店に対し自動車税未経過分相当額預り金または名義変更保証金の精算業務を行うものとする。

- (1) 車検残期間がある車両に対して、主催者は落札店より自動車税未経過分相当額預り金および名義変更保証金の預かりを行う。
- (2) 主催者はオークション開催月の翌月より、年度末までの自動車税未経過月数に相当する金額を落札店から預かるものとする。
- (3) 主催者は落札店より検査証の写し等により名義変更完了確認後、以下の方法に従って出品店、落札店に自動車税未経過分相当額預り金の精算を行う。
 - ① 移転登録の管轄が同一都道府県内、他都道府県内にかかわらず、出品店に対し前号の自動車税未経過分相当額預り金を精算支払する。ただし3月開催で同月に移転登録が完了した場合は落札店に返金する。
 - ② 抹消登録の場合は出品店、落札店に対し第2号の自動車税未経過分相当額預り金を割振精算する。
 - ③ 抹消登録が開催月の翌月末日または出品店が指定した期日を超過して遅延した場合は、遅延月数分を控除して落札店に自動車税未経過分相当額預り金の精算を行う。
- (4) 移転登録（一次名義変更）後に抹消（二次抹消）をしたときの自動車税還付金相当額の精算は、落札店が二次抹消の完了した旨を証明する書類の写しを二次抹消された翌月5日迄に主催者へ提出することにより、主催者は出品店へ請求し落札店へ支払うものとする。ただし落札店が当該落札車両を一次名義変更した同年度内に二次抹消を完了しなかった場合には、この限りではない。
- (5) 軽自動車の場合、新たに発生する翌年度分の年税相当額については、落札店の負担とする。3月開催で落札された車両については、主催者は第54条（車両の移転登録）第7項で定める名義変更保証金を年税相当額に充当し割振り精算を行う。
- (6) 本規約に基づく自動車税未経過分相当額預り金および名義変更保証金の精算等については、計算書により精算するものとする。
- (7) グリーン税制の対応
 - ① 軽減税対象車は、名義変更通知到着の際に落札店の申告により、該当を確認した場合、自動車税未経過分相当額預り金または名義変更保証金の精算業務と同時にを行うものとする。
 - ② 重課税対象車は、名義変更通知送付日を含め7日以内に出品店の申告により該当を確認した場合、落札店に対し請求を行うものとする。

第56条（自動車税未経過分相当額預り金および名義変更保証金の計算処理）

1. 売買により発生した自動車税未経過分相当額預り金は、落札店からの名義変更完了通知により変更月を基準に月単位で主催者が処理する。
2. 落札店は、開催月の翌月末日または出品店が指定した名義変更完了期日の翌月末日より5日以上経過しても名義変更完了通知書を主催者に提出できないときは、名義変更保証金の返金を放棄したものとする。
3. 主催者は、名義変更をされた日付に応じて精算処理を行う。

第11章 契約解除およびクレーム処理

第57条（開催日当日の契約解除）

1. 落札車両の出品店および落札店双方は別途定めるクレームを除き、やむを得ない理由により当該車両の売買契約を開催当日、出品会場オークション終了後1時間以内に限り解除することができる。
2. 前項に基づき売買契約を解除する場合、出品店および落札店は、その旨を主催者に書面にて通知しなければならない。
3. 第1項による契約解除が発生した場合、当事者は、以下の金額を違約金として主催者に支払わなければならない。
 - (1) 出品店の都合により売買契約を解除する場合 金 100,000円 + 全手数料
 - (2) 落札店の都合により売買契約を解除する場合 金 50,000円 + 全手数料
4. 前項の違約金が発生した場合、主催者は出品店または落札店より当該違約金を預かり、他の当事者に支払うものとする。ただし前項に定める全手数料については主催者が領収するものとする。なお全手数料とは、出品料、成約料、落札料をはじめとする各種手数料をいう。

第58条（クレームの請求）

1. 落札店は落札車両が主催者の作成する出品車両確認表の記載内容と異なる場合または第29条（出品基準）に定める出品基準に適合しない場合、主催者を通じて出品店に対し売買契約の解除または損害賠償（クレーム）の請求を行うことができる。
2. 前項の請求があった場合、主催者は別途定めるクレーム審査規定に基づき、落札店の申立てを審査し裁定を行うものとする。
3. 当該クレームの出品店および落札店の両当事者は、主催者の裁定に従うものとする。
4. 前項にかかわらず、クレーム審査規定に定める重要事項クレームに関し主催者が事実の確認をできない場合、出品店責任において事実内容の確認を行いクレームの解決に当るものとする。
5. クレームの申告に対し、出品店が正当な理由無く交渉に応じない等の状況が発生した場合は、出品店の都合とみなし主催者判断により違約金の対象とすることができる。（この場合の、違約金は、上限50,000円とする）
6. クレームの申立ての如何に拘わらず、落札店および出品店は、第45条（落札店の車両代金等の決済）および第46条（出品店に対する車両代金等の決済）に基づき、当該車両の代金等の精算を優先して行うものとする。落札車両にかかわるスピード違反、駐車違反等の警察関係トラブル、および前所有者に対する迷惑等が発生した場合、落札店は警察等に出頭後、速やかに主催者に報告するものとし、制裁金50,000円に加え主催者が認めた実費を支払うものとする。ただし、この場合の総額は、制裁金を含め金100,000円を限度とする。迷惑行為とは名義変更前もしくは変更後、または車検付車および抹消登録車にかかわらず、前所有者もしくは出品店への強要行為、暴言、および第19条（禁止行為）第10号の禁止行為を含むものとする。ただしエンドユーザーからの問合せ等に関してはこの限りではなく主催者が判断したものを迷惑行為とする。
7. 主催者が開催時、会員に開示する出品車一覧表（出品リスト）の誤記は、原則としてクレームの対象としない。
8. その他クレームの範囲、処理、方法等については別途定めるものとする。

第59条（仲裁）

1. 前条第1項に定める期限を超えた売買契約の解除については、出品店もしくは落札店の申出により主催者が仲裁の裁定をする。
2. 出品店および落札店は、主催者の裁定の結果に従わなければならない。
3. 主催者の裁定の結果に従わない場合、主催者は第20条（罰則）の規定により相当の罰則を科すことができる。
4. 主催者の仲裁に要した費用は落札店の申立てが認められた場合は出品店が、認められない場合は落札店が負担する。

第60条（合意管轄）

本規約に関して、会員と主催者との間に訴訟が生じた場合、当該訴訟の第一審管轄裁判所は専ら東京地方裁判所のみとする。

第12章 規約の改定他

第61条（日数計算）

日数計算は本規約各条項にて定めるもの以外は、当該日を含めるものとする。

第62条（規約の改定）

1. 主催者は諸般の情勢の変化により本規約の改定の必要を認めた場合、任意に本規約を改定することができる。
2. 主催者は前項に基づき本規約を改定した場合、会員に通知または公表する。

第13章 施行

第63条（施行）

本規約は平成8年4月1日から施行する。

第64条（付則）

1. 本規約の一部を変更する。
平成10年1月1日改定、施行
2. 本規約の一部を変更する。
平成13年6月1日改定、施行
なお、変更規約の施行時期は、次のとおりとする。
 - ・東京会場 平成13年 6月1日より
 - ・関西会場 平成13年10月1日より
 - ・名古屋会場 平成14年 2月1日より
 - ・九州会場 平成14年 6月1日より
 - ・仙台会場 平成15年 3月3日より
 - ・北海道会場 平成17年11月1日より
3. 本規約の一部を変更する。
平成13年10月1日改定、施行
4. 本規約の一部を変更する。
平成13年10月22日改定、施行
5. 本規約の一部を変更する。
平成13年11月19日改定、施行
6. 本規約の一部を変更する。
平成15年4月7日改定、施行
7. 本規約の一部を変更する。
平成18年4月1日改定、施行
8. 本規約の一部を変更する。
平成18年6月1日改定、施行
9. 本規約の一部を変更する。
平成23年8月29日改定、施行
10. 本規約の一部を変更する。
平成23年10月10日改定、施行
11. 本規約の一部を変更する。
平成25年3月4日改定、施行
12. 本規約の一部を変更する。
平成25年8月26日改定、施行
13. 本規約の一部を変更する。
平成26年12月1日改定、施行
14. 本規約の一部を変更する。
平成28年2月1日改定、施行
15. 本規約の一部を変更する。
平成28年5月1日改定、施行

16. 本規約の一部を変更する。
平成28年11月1日改定、施行
17. 本規約の一部を変更する
平成29年4月1日改定、施行
18. 本規約の一部を変更する
平成29年6月5日改定、施行
19. 本規約の一部を変更する
平成30年7月2日改定、施行
20. 本規約の一部を変更する
平成31年4月1日改定、施行
21. 本規約の一部を変更する
令和2年1月6日施行
22. 本規約の一部を変更する
令和2年11月2日改定、施行
23. 本規約の一部を変更する
令和5年1月9日改定、施行

付 記

Honda Auto Auction 会場一覧

会 場 名	住 所	T E L	F A X
北海道会場	〒066-0051 北海道千歳市泉沢 1007-245	0123-28-8609(代)	0123-28-8620
仙台会場	〒989-2422 宮城県岩沼市空港南 1-1-2	0223-25-8609(代)	0223-25-8610
東京会場	〒190-0015 東京都立川市泉町 935-1-136	042-540-8609(代)	042-540-8610
	小川サテライト plus 〒355-0138 埼玉県比企郡小川町ひばり台 1-1-1	0493-72-8609(代)	0493-72-8610
	新潟サテライト 〒954-0076 新潟県見附市新幸町 9-7 中部産業団地内 日本梱包内	0258-61-5525	0258-61-5526
	御殿場サテライト 〒412-0038 静岡県御殿場市駒門 1-31	0550-87-7900	0550-87-7901
名古屋会場	〒476-0006 愛知県東海市浅山 2-125	052-603-8609(代)	052-602-1045
	第2ヤード 〒476-0006 愛知県東海市浅山 1-65		
関西会場	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 18-1	078-391-8609(代)	078-391-8610
九州会場	〒833-0051 福岡県筑後市大字富重字井出町 214-8	0942-52-8609(代)	0942-52-8610

会場別出品地域一覧

会場名	出品地域
北海道会場	北海道地方
仙台会場	東北地方
東京会場	関東・甲信越・東海地方
名古屋会場	東海・北陸地方
関西会場	近畿・中国・四国地方
九州会場	九州・沖縄地方

手数料一覧

区分	落札手数料		後商談手数料 (落札手数料に加算)
	現車会場参加	会場間ネットワーク参加	
ロープラ売切りコーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
売切りコーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
軽自動車コーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
一般コーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
ゴールドコーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
外車コーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
4WDコーナー	7,000 円	12,000 円	10,000 円
予約入札 (会場座席端末)	12,000 円	12,000 円	10,000 円
H@Live		12,000 円	10,000 円
予約入札 (H@Live)		12,000 円	10,000 円

※出品は、Honda 四輪販売会社会員および主催者、主催者が認めたホンダ関連会社に限定

クレーム審査規定

第1条（目的）

本規定は、ホンダAAに出品される車両にかかわる品質やその他の問題が生じた場合、紳士的かつ建設的に解決することにより、ホンダAAのオークションとしての公益性と秩序の維持を図ることを目的とする。

第2条（解決方法）

1. 発生したクレームの解決にあたっては、出品店、落札店双方とも、本規定に基づき解決する理解と協力を惜しまないものとする。
2. 解決にあたっては、出品店、落札店が直接の交渉を行わず、主催者を仲介して解決を図るものとする。
3. 主催者は解決にあたり、以下の方法を基本とする。
 - (1) 車両の年式、走行キロ、状況に応じて相応の損害賠償額を算定し、その損害賠償金の授受により解決する。
 - (2) 契約解除を伴わない場合、落札車両相応の中古部品支給または中古部品価格の減額を基本とする。
 - (3) 差押え車、抵当権付き車（解除不能の場合）、盗難車、メーター改ざん車、接合車等の法的問題のある車両については契約解除を基本とする。
 - (4) 主催者は、主催者が必要と判断した場合には車両の再査定、事実確認その他必要な審査を行う。
 - (5) 主催者は、出品店と落札店からの要請により主催者が必要と判断した場合には、クレームの仲裁を行うことができる。
 - (6) 主催者は、法的問題のある車両の契約解除に伴い、出品店に対し違約金を課すことができる。問題解決を主催者に申立てた出品店または落札店は、主催者の審査状況を確認するため、申告日を含め7日以内に主催者に連絡をとらなければならない

第3条（申告および処理基準）

1. クレームの適用範囲および申告期限は、クレーム裁定基準表により規定する期間の他は、原則として開催日を含め6日以内とし、その他要領は以下のとおりとする。
 - (1) クレーム申告受付時間は事務局営業日の9:00から18:00までとする。
 - (2) 申告期限の最終日については、締切りを17:00までとする。
 - (3) 開催当日限りのクレーム受付は、出品会場セリ終了後1時間以内（継続してセリ参加をする場合を除く）で目撃搬出前までとする。ただしホンダAA規約第35条（車両状態の事前確認義務）第1項により、下見や画像等で確認できるものについては、除外する場合がある。
 - (4) 天災・遠方等の事情により輸送が遅延する場合、主催者あてに事前にクレーム延長申請を行うものとする。ただし、主催者が確認し認めただけの場合に限る。クレーム延長申請方法は所定の「ホンダAAクレーム受付期限延長申請書」にて開催日翌日の17時までに行うものとする。
2. 差押え車、抵当権付き車（解除不能）、盗難車、メーター改ざん車、接合車等、法的問題のある車両と判明した場合、出品店は善意無過失であっても、落札店が被った損害および主催者が問題解決に要した費用等を負担するものとする。また主催者は、悪質な事例については当該車両の出品店に対しオークション参加資格の停止、除名等の罰則を科することができる。
3. 法的問題のある車両を除き、第三者への転売後（他オークション出品を含む）に生じたクレームは、申告期限内であっても一切受付けないものとする。
4. 以下の行為があった場合、主催者はクレームの申立てを却下することができる。
 - (1) クレーム申立て中に加修、修理を施したとき
 - (2) クレームの申立て後、申告日を含め7日以内に申立て人より確認、連絡がないとき

5. クレームの申告期限が開催日を含め6日以内と規定している部位についてのクレームの申立ては、包括して1回限りとする。
6. メーカー保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して申立てるものとし、保証継承に関連する費用は落札店負担とする。

第4条（免責事項）

以下の各号に定めるクレームについては、出品店を免責とし、原則として契約解除および落札価格の減額等の対象より除外する。（事象内容により特例裁定基準を設けるP33）

- （1）出品車両明細票と相違している内外装
- （2）評価点Rの車両
- （3）並行輸入車
- （4）後商談落札車
- （5）1台の車両に対する複数回の申し立て
- （6）改造車
- （7）作業工賃および技術料（ただし、工賃、技術料が著しく高額な場合を除く）
- （8）落札価格が200,000円（輸入車は300,000円）以下の落札車両
- （9）新品部品代（欠品部品含む）20,000円（輸入車は50,000円）以内の申し立て
- （10）油脂類等の消耗品
- （11）現車出品車両の外板色
- （12）走行距離10万Kmを超える車両
- （13）出品時に走行キロが改ざんまたは不明と明示された車両
- （14）初度登録より10年を経過した車両
- （15）主催者が特定なコーナーまたは車両を指定し、クレームの範囲を限定または免責と明示した車両

第5条（クレームの判断）

1. クレームの仲裁による裁定を公正に行うために、主催者は以下の方法により、事実確認を任意に行うことができる。
 - （1）主催者が委嘱する検査員による確認（ただし、出張による確認検査は行なわないものとする）
 - （2）主催者自らが行う確認
 - （3）当該車両の系列販売ディーラーでの確認
2. クレームの申し立てによって現車確認が必要となった場合、申し立て人は最寄りのホンダAA各会場に車両を搬入し前項による方法により確認を行う。
3. 裁定に要した費用はクレーム等が事実であった場合は出品店の負担とし、事実に相違した場合は落札店の負担とする。
4. 値引き処理が成立せずキャンセルとなった場合、出品店は往復の輸送費を負担するものとする。

第6条（改定）

1. 主催者は諸般の情勢の変化により改定の必要を認めた場合、任意にクレーム審査規定を改定することができる。
2. 主催者は前項に基づき本規定を改定した場合、会員に通知または公表する。

第7条（施行）

1. 本規定は平成10年1月1日から施行する。
2. 本規定の一部を変更する。
平成13年6月1日改定、施行
3. 本規定の一部を変更する。
平成13年10月22日改定、施行
4. 本規定の一部を変更する。
平成13年11月19日改定、施行
5. 本規定の一部を変更する。
平成15年4月7日改定、施行
6. 本規定の一部を変更する。
平成18年6月1日改定、施行
7. 本規定の一部を変更する。
平成21年10月1日改定、施行
8. 本規定の一部を変更する。
平成25年3月4日改定、施行
9. 本規定の一部を変更する。
平成25年8月26日改定、施行
10. 本規定の一部を変更する。
平成26年12月1日改定、施行
11. 本規定の一部を変更する。
平成28年2月1日改定、施行
12. 本規定の一部を変更する。
平成28年5月1日改定、施行
13. 本規定の一部を変更する。
平成28年11月1日改定、施行
14. 本規定の一部を変更する。
平成30年7月2日改定、施行
15. 本規定の一部を変更する。
平成31年4月1日改定、施行
16. 本規定の一部を変更する
令和5年1月9日改定、施行

クレーム裁定基準表

項目	受付期間				基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)				
	自 会 場	ネ ッ ト	後 高 談	修 復 歴 車					
年式違い	書類発送日を含め 7日以内				契約解除：ペナルティ3万円+全手数料等、但し落札金額20万円以下の車両に関するペナルティは1万円とする。 ※ 年式が新しい場合（誤：H20 正：H21） 契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）とする。				
初年度登録月違い					減額3千円/月または契約解除：減額3千円/月または全手数料等（ノーペナルティ）但し新しい場合はノークレームとする。				
車検残違い					誤記載月数	対象車区分	減額	契約解除	
					6ヶ月以下	軽・小型貨物（V/T）	@3千円	不可	
普通車	@5千円								
7ヶ月以上 車検付⇒抹消	軽・小型貨物（V/T）	@3千円	可						
	普通車	@5千円							
※ 減額の算出は、（出品票記載検査月）－（車検証検査月）×@とする。 ※ 減額は、軽・小型貨物（V/T）3万円、普通車 5万円を上限とする。 ※ 契約解除：2万円+全手数料等、但し落札金額20万円以下の車両はノーペナルティとする。									
登録遅れ	書類発送日を含め7日以内	契約解除：全手数料等（ノーペナルティ） ※ 登録遅れとは、マイナーチェンジまたはモデルチェンジがあった車両で、チェンジがあった月を含めず3ヶ月を超えて、かつ年をまたいでいるもの（輸入車は除く）とする。							
車名違い	6日	契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）							
グレード違い (パッケージ・特装車・地域限定車含む)	書類発送日を含め7日以内	契約解除：ペナルティ1万円+全手数料等、但し落札金額20万円以下の車両はノーペナルティとする。 ※ 上級グレードはノークレーム（装備・仕様が著しく異なる場合は、事務局判断とする） ※ 同一車名・型式で該当年式にグレード等の設定が実在しない誤記入はノーペナルティとする。							
表示 レスオプション	書類発送日を含め 7日以内				契約解除：ペナルティ1万円+全手数料等、但し落札金額20万円以下の車両はノーペナルティとする。				
駆動方式違い					契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）				
乗車定員違い									
最大積載量違い									
積載物制限（土砂禁等）									
排気量違い									
燃料違い（ガソリン⇄軽油以外）									
色替車（後塗りワゴンを含む）	6日	6日	対象外						
オドメーター不良	6日				契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）				
マイルメーター表示なし					減額または契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）				
社外メーター 規格外（仕様違い） ※ オドメーターに係らないもの					契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）				
コーションプレート欠品									
職権打刻車									
ドア数違い									
車歴違い	書類発送日を含め 7日以内				契約解除：ペナルティ3万円+全手数料等、但し落札金額20万円以下の車両はノーペナルティとする。				
輸入車のモデル年式違い					※ 出品票の外車表記モデルイヤーのないものはモデル年式不明とする				
輸入形態違い									
型式違い					契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）				
型式改造申告無し									
Nox・PM不適合、使用期限違い									

項目	受付期間				基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)			
	自会場	ネット	後商談	修復歴車				
ワンオーナー	書類発送日を含め7日以内				契約解除：ペナルティ2万円+全手数料等、但し落札金額20万円以下の車両に関するペナルティは1万円とする。			
シフト AT⇔MT	6日				契約解除：全手数料等（ノーペナルティ） ※位置違い・段速違いはノークレームとする			
新車時保証書 有⇒無 保証期間外	書類発送日を含め7日以内				減額1万円または契約解除：全手数料等（ノーペナルティ） 但し落札金額20万円以下の車両は減額1万円			
新車時保証書 有⇒無 保証期間内 (継承可能)					落札価格 20万円以下	減額1万円または契約解除：ペナルティ1万円+全手数料等		
					落札価格 20万円を 超えるもの	新車登録から 1年未満	減額5万円または契約解除：ペナルティ1万円+全手数料等	
						1年以上～ 3年未満	減額3万円または契約解除：ペナルティ1万円+全手数料等	
3年以上～ 5年以下	減額2万円または契約解除：ペナルティ1万円+全手数料等							
エアコン 有⇒無 WAC・AAC⇒AC	6日				契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）			
パワーステアリング 有⇒無								
パワーウィンドウ 有⇒無								
アルミホイール 有⇒無					中古部品価格相当の減額または中古部品支給			
ABS 有⇒無					減額または契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）			
エアバック 有⇒無								
Wエアバック 有⇒無								
ナビゲーション 有⇒無								
テレビ 有⇒無								
革シート 有⇒無								
サンルーフ 有⇒無								
C D 有⇒無						中古部品価格相当の減額または中古部品支給		
外装					外装の損傷	①外装A評価の車両のみ対象（原則ノークレーム） ②再検査により評価点が2ランク以上ダウンした場合（搬出期限内に搬出し、かつ搬出時に事務局確認を要す） ③受け面複数あり（ひょう害）の場合は、外装評価に関係なく、再検査により評価点が2ランク以上ダウンした場合はクレーム対象とする。		
					ガラスのヒビ、割れ	搬出期限内に搬出し、かつ搬出時に事務局確認を要す		
	タイヤ・ホイールの規格外 スタッドレスタイヤ	社外部品表記のある場合を除く。						
	腐食	腐食が著しくひどく、事務局が相当と判断した場合に限る。						
	標準装備の欠品（記載が無い場合）	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 社外部品表記のある部位および明らかに画像で確認できるものを除く。						
内装	内装の損傷	①内装A評価の車両のみ対象（原則ノークレーム） ②再検査により評価点が2ランク以上ダウンした場合（搬出期限内に搬出し、かつ搬出時に事務局確認を要す）						
	室内の異臭・悪臭							
	標準装備の欠品（記載が無い場合）	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 社外部品表記のある部位および明らかに画像で確認できるものを除く。						

項目		受付期間				基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)
		自会場	ネット	後高技	修復歴重	
修復歴等	修復歴車	6日		対象外	事務局の現車確認によるものとする 契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）	
	骨格部位などの瑕疵損傷等で修復歴とならないもの				①事務局の現車確認によるものとする ②評価点3.5点以上を対象。 ③骨格部位の瑕疵が記載されているもので評価点に差異の無い場合は ノークレーム 契約解除：全手数料等（ノーペナルティ）	
	溶接パネル交換歴					
電装	純正ナビ・TV不良	6日		対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	
	パワーウィンドウ・パワーシート 電動ミラー不良				新車登録から3年以内で、かつ走行6万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	
	オーディオ不良				新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	
	エアコン不良					
	サンルーフ・パワースライドドア不良					
	セルモーター・ジェネレーター不良				ディーラーで確認を行い、不具合内容の裁定基準に準ずる。	
	計器類不良（オドメーター除く）					
	警告灯点灯				新車登録から3年以内で、かつ走行6万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	
	上記以外の電装品の不良					
	充電ケーブル欠品 (標準装備品に限る)	6日			中古部品価格相当の減額または中古部品支給。	
標準装備の欠品（記載が無い場合）	当日	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 社外品表記のある部位を除く。 電子キー・キーレスキーについては1個以上ある場合は免責とする。		
機関	エンジン・ターボ・スーパーチャージャー (不良・不調)	6日		対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	
	ミッション不良 (滑り・タイムラグ・MT異音・ギア抜け)					
	デフ不良	6日		対象外		
	ラジエーター・ウォーターポンプ不良					
	噴射ポンプ不良					
	コンピューター不良					
	EV・ハイブリッドシステム不良					
	パワーステアリング不良					
	エアバック不良					
	ABS・ブレーキ不良					
	エアサス不良					
	足回り不良（サスペンション）					
	マフラー不良(腐食等)					
	クラッチ滑り					
	ドライブシャフト不良					
	上記以外の機関の不良					新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。
	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。 事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。					

受付期間		項目	基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)	
車検証の走行距離表示の誤記載	現状の車検証で確認できる場合、書類発送日を含め30日以内	車検証が誤記載で修正できる場合 (記録簿等があり、改ざんされていない明確な証明ができる場合)	事務局からの返送日を含め7日以内に事務局到着した場合 (契約解除不可)	遅延損害金 1万円
			事務局からの返送日を含め8日以上経過した場合	遅延損害金 ①8日以上14日以内 2万円 ②15日以上遅延の場合、7日経過毎に1万円を加算 契約解除：ペナルティ3万円+全手数料等 ※ 双方で合意した場合は減額処理も可とする。 ※ 遅延損害金は重複しないものとする。
		あきらかに車検証が誤記載だが修正できない場合 (記録簿等があり、改ざんされていない明確な証明ができるが、陸運支局で修正してもらえない場合)	事務局からの返送日を含め7日以内に車検証が誤記載であることを証明できる場合	契約解除：ペナルティ3万円+全手数料等 ※ 双方で合意した場合は減額処理も可とする。 ※ 遅延損害金は重複しないものとする。 ※ 車検証誤記載が訂正できない場合の出品は、車検証の誤記載を証明できたとしてもメーター改ざん車として出品する。 (クレームの取扱いとは区別する。)
		車検証の誤記載を修正できない場合	事務局からの返送日を含め7日以内に車検証が誤記載であることを証明できない場合	契約解除：ペナルティ5万円+全手数料+実費 (販売利益を除く、事務局判断とする) ※ 遅延損害金は重複しないものとする。 ※ メーター改ざん車と同様の対応 ※ 双方で合意した場合は減額処理も可とする。

項目		受付期間	基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)
法的問題車および重要クレーム	法的問題のある車 盗難車・抵当権設定車等	無期限	契約解除：ペナルティ10万円+全手数料+実費（販売利益を除く、事務局判断とする）
	メーター改ざん車 (社外・規格外メーター含む) ※オドメーターに係るもの	180日以内	契約解除：ペナルティ5万円+全手数料+実費（販売利益を除く、事務局判断とする） ※ オドメーター不良の場合は、ノーペナルティ（表示欄参照）
		書類発送日を含め30日以内 (保証書・整備記録簿等から判明)	
	メーター交換車 (社外・規格外メーター含む) ※オドメーターに係るもの	180日以内	契約解除：ペナルティ3万円+全手数料+実費（販売利益を除く、事務局判断とする） ※ オドメーター不良の場合は、ノーペナルティ（表示欄参照） ※ セットアップメーター交換は、ノーペナルティ
		書類発送日を含め30日以内 (保証書・整備記録簿等から判明)	
メーター交換車とは 認証・指定工場で交換されたことを証明する書面があり、交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車両。 ※ 客観的に証明できる書面とは、認証・指定工場で作業したことを証明できる書類とする。 ※ 保証書内に交換日と走行距離だけで実施店の証明がなき場合、証明書類としない。			
接合車	180日以内	契約解除：ペナルティ5万円+全手数料+実費（販売利益を除く、事務局判断とする）	
冠水車			
消火器散布歴車			
エンジン・ミッション載せ替え (規格外)	30日以内	契約解除：ペナルティ3万円+全手数料+実費（販売利益を除く、事務局判断とする）	

項目	受付期間				基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)
	自会場	ネット	後商談	修復歴車	
その他	後日送りの付属品にて動作確認ができる機能・機構のクレーム	発送日を含め7日以内			事象部位により、事務局判断とする。
	セールスポイントとして表示したもので、正常に作動しないもの	6日			
	開催日当日の契約解除	出品会場のオークション終了後1時間以内			①出品店の都合により売買契約を解除する場合 ペナルティ10万円+ (出品料・成約料・落札料)
					②落札店の都合により売買契約を解除する場合 ペナルティ5万円+ (出品料・成約料・落札料)
出品店がクレームに応じない場合	事務局判断			出品店が正当な理由なくクレーム交渉に応じない場合は、出品店都合とし主催者判断により最大5万円の違約金を支払う	

クレーム対象外車両 (項目)	特例裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)
落札価格が20万円以下の落札車両 (輸入車は30万円)	<p>①再検査の結果、修復歴車と判断した場合は、落札価格の10%を限度とし、減額を行う。</p> <p>②軽微な作業で修理できない不具合による不調車、若しくはそれと同等と思われる、エンジン (ターボ・スーパーチャージャー) の焼付き・始動不良・ミッションのスベリ大・変速不良等の著しく走行に支障がでるような場合は、落札価格の20%を限度とし、値引きを行う。</p> <p>※ ディーラー見積またはAA事務局確認を要す。 ※ 異音・AT変速ショック、タイムラグは対象外。</p> <p>③記載有出品の欠品 (標準装備品の欠品は対象外)</p> <p>④上記内容①②で落札店が契約解除を希望した場合往復の陸送費は落札店負担とする。</p> <p>⑥落札金額5万円以下の車両は対象外 (③を除く)</p>
後商談落札車	<p>以下の項目はクレームの対象として扱う</p> <p>①再検査の結果、修復歴車と判断した場合</p> <p>②記載有出品の欠品 (標準装備品の欠品は対象外)</p> <p>③シートの欠品など車輻として付いているべき装備の欠品</p> <p>④エンジン (ターボ・スーパーチャージャー) の焼付き・始動不良・ミッションのスベリ大・変速不良等の車両</p> <p>※ カムタペット音・ベルト音・AT変速ショック、タイムラグは対象外 ※ ディーラー見積または事務局確認を要す。</p>
並行輸入車	
初年度登録より10年を経過した車両	
走行距離10万Kmを超える車両	
出品時に走行Kmが改ざん又は不明と明示された車両	
評価点Rの車両	<p>①表記の無いルーフ交換を伴う修復と判断した場合。</p> <p>②記載有出品の欠品 (標準装備品の欠品は対象外)</p> <p>③シートの欠品など車輻として付いているべき装備の欠品</p> <p>④エンジン (ターボ・スーパーチャージャー) の焼付き・始動不良・ミッションのスベリ大・変速不良等の車両</p> <p>※ カムタペット音・ベルト音・AT変速ショック、タイムラグは対象外</p> <p>⑤上記内容①④で落札店が契約解除を希望した場合、往復の陸送費は落札店負担とする。</p>
作業工賃および技術料 (但し、工賃、技術料が著しく高額な場合を除く)	<p>著しく高額とは10万円以上とし、10万円を超えた金額に対しクレーム (減額) の対象とする。</p> <p>ただし落札金額を上回る減額 (値引き) は行わない。</p>
色違い	<p>一見して判断がつかない同色系の色違いは、事務局が認めた場合に限る。</p> <p>ただしカラーコード等の表示がある場合を除く。</p>

項目	基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)
解決方法 (クレーム)	契約解除を伴わない場合、落札車両相応の中古部品支給または中古部品価格の減額を基本とする。 減額扱いとする場合は、落札店・出品店双方が合意した金額とする。 落札金額を上回る減額は行わない。
後商談申込受付時間	ホンダ A A 全会場終了後30分までとする。
後商談申込受付価格 (会場ボス席またはH@ライブ)	①ロープ売切コーナーの場合 + 3千円 ②最終応札価格が 30万円未満の場合 + 1万円 ③最終応札価格が100万円未満の場合 + 2万円 ④最終応札価格が100万円以上の場合 + 3万円
落札車両の搬出遅延	落札店がオークション開催日を含め4日以内に落札車両を搬出しなかった場合、以下の損害金を課す。 4日を超えるもの 1台あたり3千円 以降1日経過毎に 1台あたり3千円を加算 ※ 各会場の搬出受付時間をご確認下さい。 ※ オークション開催日を含め10日を超える場合は、事務局の判断により該当車両を処分する場合があります。
名義変更前の交通違反等を含む 前所有者・出品店への迷惑行為	前所有者・出品店に迷惑が及んだ場合 ペナルティとして制裁金5万円+実費 (10万円を限度とする)

項目	基本対応・裁定基準 (ペナルティは非課税・減額/損害金/手数料/実費は課税)	
書類関連	期限不足による早期名変手数料	1台あたり1万5千円 ※ 落札店の了解が必要
	不備書類差替え不可による契約解除	2万円 (出品料・成約料・落札料・往復陸送費)
	登録書類遅延損害金	①8日以上11日以下の遅延の場合 1台あたり 1万円 ②12日以上18日以下の遅延の場合 1台あたり 2万円 ③19日以上25日以下の遅延の場合 1台あたり 3万円 ④26日以上遅延の場合、7日経過毎に1台あたり1万円を加算 ただし登録書類遅延損害金の上限を5万円とし遅延が30日を超えた場合、落札店は当該車両の契約を解除することができる。
	登録書類差替え及び再発行	①書損による書類差替え 1万円+実費 ②期限超過による書類差替え 3万円+実費 ③紛失による書類再発行 (一式) 3万円+実費 ④抹消謄本の紛失 (再手続き) 5万円+実費
	名義変更遅延損害金	1台あたり1万円 以降7日毎に1万円を加算 名義変更期限：開催月の翌月末日まで
	名義変更確認手数料	1台あたり3千円
	軽自動車税止め忘れ	1台あたり1万円
	自動車税の未納	自動車税の未納が確認された場合は、出品店は速やかに納税を行うとともに、不備損害金として落札店に1万円を支払うものとする。 (4月～5月開催分は納付期限内として対象外とする。) ※落札店が納付を行った場合、納付書を事務局に提出し精算処理を行う。
税金関連	リサイクル料金の誤記載	過剰請求が発生した場合は落札店の申告により精算するものとする
	グリーン税の精算	軽減税 落札店は名義変更通知送付時まで、その旨を事務局に申告する 重課税 出品店は名義変更通知発送日を含め7日以内に、その旨を事務局に申告する
	非課税車の精算 (福祉車両等)	落札店は書類発送日を含め7日以内に、その旨を事務局に申告する



Honda U-Tec